

## 背景・必要性

- 科学技術基本法等の一部を改正する法律が令和3年4月1日より施行予定。物質・材料研究機構においては、法人発ベンチャーに加えて、成果活用等支援法人への出資が可能となる。
- 内閣府において、令和3年4月1日より運用開始見込みの「マテリアル戦略」（仮称）を検討中。当戦略において物質・材料研究機構に、日本全国のマテリアルデータを集約するためのデータ中核拠点を構築することが盛り込まれる見込み。

## 主な法改正等の概要

### ①科学技術基本法等の改正

#### a. 科学技術基本法(平成七年法律第百三十号)

第十二条 政府は、科学技術・イノベーション創出の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術・イノベーションの創出の振興に関する基本的な計画(以下「科学技術・イノベーション基本計画」という。)を策定しなければならない。

※下線部は今回改正があった箇所

#### b. 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)

第三十四条の六 研究開発法人のうち、実用化及びこれによるイノベーションの創出を図ることが特に必要な研究開発の成果を保有するものとして別表第三に掲げるものは、その研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、個別法の定めるところにより、次に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができる。

一・二 (略)

三 次に掲げる活動その他の活動によりその研究開発法人の研究開発の成果の活用を促進する者

イ その研究開発法人の研究開発の成果の民間事業者への移転

ロ その研究開発法人が民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う研究開発等についての企画及びあっせん

ハ その研究開発法人の研究開発の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究開発の成果を実用化するために必要な研究開発

※下線部は今回改正があった箇所

### ②マテリアル戦略(仮称)の策定等

○マテリアル革新力強化のための政府戦略に向けて(戦略準備会合取りまとめ)(抜粋)

・産学官の高品質なマテリアルデータを戦略的に収集・蓄積・流通・利活用できることに加えて、我が国の強みを基盤に、そうした高品質なデータが産学官から効率的・継続的に創出・共有化されるための仕組みを持つ、マテリアル研究開発のための我が国全体としてのプラットフォームを整備する。

## 中長期目標の変更

Ⅲ 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項等

機構は、科学技術・イノベーション基本計画等の国家戦略の一翼を担う研究開発機関として、…

### Ⅲ 2.2 知的財産の活用促進

「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」(平成20年法律第63号)に基づき、機構の研究開発の成果に係る成果活用事業者等に対する出資並びに人的及び技術的援助を行うものとする。機構は、科学技術・イノベーション基本計画等の国家戦略の一翼を担う研究開発機関として、…

### Ⅲ 3.1 施設及び設備並びにデータ基盤の共用

…さらに、データを基軸とした研究開発手法を全国の産学官の研究者が広く活用することを可能とするため、マテリアルデータを持続的・効果的に創出・蓄積・流通・利活用するための基盤(プラットフォーム)を構築する。これにより、我が国全体のマテリアル革新力の強化に貢献する。

等